

# 貸 借 対 照 表

2022 年 3 月 31 日 現在

リーシュライフケア株式会社

第 3 期

単位:円

| 科 目             | 金 額        | 科 目              | 金 額            |
|-----------------|------------|------------------|----------------|
| ( 資 産 の 部 )     |            | ( 負 債 の 部 )      | ( 42,177,573 ) |
| 流 動 資 産         | 92,147,050 | 流 動 負 債          | 21,248,673     |
| 現 金 及 び 預 金     | 587,932    | 営 業 前 受 金        | 1,892,545      |
| 営 業 未 収 入 金     | 4,229,328  | 未 払 金            | 6,953,519      |
| 未 収 消 費 税       | 564,862    | 未 払 費 用          | 11,153,309     |
| 短 期 貸 付 金       | 86,764,928 | 住 民 税 及 び 事 業 税  | 1,249,300      |
|                 |            | 固 定 負 債          | 20,928,900     |
| 固 定 資 産         | 549,063    | 預 り 敷 金          | 20,928,900     |
| 有 形 固 定 資 産     | 97,396     |                  |                |
| 器 具 及 び 備 品     | 97,396     | ( 純 資 産 の 部 )    | ( 50,518,540 ) |
| 無 形 固 定 資 産     | 202,667    | ( 純 資 産 の 部 )    | ( 50,518,540 ) |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 202,667    | 株 主 資 本          | 50,518,540     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 249,000    | 資 本 金            | 100,000,000    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 249,000    | 繰 越 利 益 剰 余 金    | △ 49,481,460   |
|                 |            | ( うち、当 期 純 利 益 ) | ( 19,727,068 ) |
| 資 産 合 計         | 92,696,113 | 負債及び純資産合計        | 92,696,113     |

# 注 記 表

2022 年 3 月 31 日 現在

第 3 期

リーシュライフケア株式会社

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定額法  
(リース資産を除く)

無形固定資産 …… 定額法  
(リース資産を除く)

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が  
2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る  
方法に準じた会計処理によっている。

### 2. 引当金の計上基準

賞与引当金 …… 該当無し  
退職給付引当金 …… 該当無し

### 3. 収益及び費用の計上基準

売上高 …… 期間対応基準  
売上原価 …… 期間対応基準

### 4. その他計算書類の作成のための基本と

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式を採用しております。

#### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

## (会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

## (表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

## (誤謬の訂正に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式数の総数

当事業年度の末日における発行株式の数は、2,000株であります。

(資産除去債務に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。